

国地契第80号
国官技第342号
国営計第113号
平成20年3月31日

各地方整備局総務部長 あて
企画部長
営繕部長

国土交通省大臣官房地方課長
技術調査課長
官庁営繕部計画課長

工事費内訳書に係る取扱いについて

「一般競争入札方式の拡大について」（平成17年10月7日付け国地契第80号）が、「一般競争入札方式の拡大について」及び「入札保証金の取扱いに関する試行について」の一部改正について」（平成19年3月30日付け国官会第2180号、国地契第100号）によって改正され、平成20年度には、すべての工事について工事費内訳書の提出を求める一般競争入札方式の範囲が予定価格が6千万円以上の工事にまで拡大されることに伴い、比較的規模の小さい工事の入札を行う場合に工事費内訳書の提出を求める対象を定めた関連通達を下記のとおり改正するので、遺漏なきよう措置されたい。

記

- 1 「入札金額の内訳の提出について」（平成13年12月4日付け国地契第43号、国官技第265号、国営計第161号）記1中「1億円」を「6千万円」に改める。
- 2 「工事希望型競争入札方式の手続について」（平成17年10月7日付け国地契第82号、国官技第138号、国営計第86号）の一部を次のように改める

記6を次のように改める。

6 削除

附則第3項を削除する。

附則

この通知による改正後の各規定は、平成20年4月1日から施行する。

ただし、平成20年3月31日以前に入札手続を開始した工事については、なお従前
のとおりとする。

○入札金額の内訳の提出について（抄）

（平成13年12月4日付け国地契第43号、国官技第265号、国営計第161号）

改 正 案	現 行
<p>1 対象工事 工事費内訳書の提出を求める工事は、6千万円未満の競争入札に付する工事のうちから各地方整備局ごとに工事件数で2割程度以上抽出したものとす。</p>	<p>1 対象工事 工事費内訳書の提出を求める工事は、1億円未満の競争入札に付する工事のうちから各地方整備局ごとに工事件数で2割程度以上抽出したものとす。</p>

